

4. 家庭の状況に合う支援を受ける

(1) 傷病手当金

会社員や公務員の方が病気やケガの療養のために仕事を休み、給与の支払いがないとき、条件を満たした場合には傷病手当金が支給されます。

会社員や公務員の方向けの制度です



■退職後に継続して支給を受けられる場合

被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日に傷病手当金の支給を受けているか、または受けられる状態にある場合は、引き続き傷病手当金の支給を受けることができます。

👤 対象となる人

健康保険、共済組合等、船員保険に加入しているご本人（被保険者）

⚠️ 対象の条件

- ・病気やケガの療養のために仕事につけないこと
- ・連続する3日間を含み、4日目以降にも仕事を休んだ日がある
- ・給与（報酬）の支払いがないこと

※給与（報酬）をもらっていても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、傷病手当金は給与（報酬）との差額分が支払われます。



覚えておくとよいこと

- ・支給期間は休職4日目から1年6ヵ月間です。
- ・担当医師の証明、事業主（会社）の証明が必要になります。
- ・会社を退職する前に、加入している医療保険窓口にご相談しましょう。

📞 問い合わせ先 加入している各医療保険の窓口 ➡ P98

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭（母子および父子家庭等）の医療費を助成する制度です。所得制限があります。

ひとり親家庭や小児向けの制度です

👤 対象となる人

各種医療保険に加入している以下の方

- ①母子家庭の母と児童
- ②父子家庭の父と児童
- ③養育する父母がいない児童

⚠️ 対象の条件

事前に申請が必要です。この制度での「児童」とは18歳未満の子どもで、18歳に達した日の属する年度の最初の3月31日までです。



📞 問い合わせ先 各市町村の児童家庭課など ➡ P96

(3) 一部負担金の減免制度

災害や失業などにより生活が苦しく、医療費の負担が困難な方に、一定期間内に限り一部負担金（ただし自己負担限度額内）の減額または免除をする制度です。

生活が困窮した方向けの制度です

申請は、患者自身で行う必要があります。所定の審査を経た上で減額または免除された一部負担金は、加入している医療保険者から支払われます。

なお、健康保険の場合は、失業を理由とする減免制度は設けられていません。



📞 問い合わせ先 加入している各医療保険の窓口 ➡ P98

(4) 生活保護




病気や失業、老齢などの理由で、生活費や医療費などに困る場合があります。家族の収入が国の定める基準以下のとき、不足分を保護費として補てんする制度です。あらゆる手段を尽くしても、それでも生活のメドが立たないときに、初めて適用されます。

保護の申請の種類には、日常生活に必要な費用については生活扶助、医療については医療扶助、介護サービスについては介護扶助などがあります。



覚えておくとよいこと

- ・決定までに14日～30日かかります。
- ・決定したら、必要なすべての書類を揃えて提出した日にさかのぼって支援を受けられます。それ以前の時期は適用外ですので、申請を希望する場合は、早めに相談に行くことをおすすめします。



 [問い合わせ先](#) 各市の福祉相談窓口  P96
各町村管轄の福祉事務所  P99

(5) 生活福祉資金貸付制度

収入が少ない世帯に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となったときに、生活福祉資金を貸し付ける制度です。用途別に、貸付資金枠や限度額が設けられており、貸付条件があります。貸付利率は資金の種類によって無利子の場合もあります。詳細については下記へお問い合わせください。

対象となる人

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯で、金融機関等からの融資が困難な世帯

 [問い合わせ先](#) お住まいの地区の民生委員か、沖縄県社会福祉協議会
<https://www.okishakyo.or.jp>  P97

5. 離島やへき地に住む人向けの制度を知る

(1) がん治療の渡航費等助成(沖縄県離島患者等支援事業)



離島に居住するがん患者さんが、本島等での通院が必要な場合に、渡航費や宿泊費の一部を市町村が助成する制度です。



対象となる人

離島に住所のある方で、おおむね次のとおりとなっていますが、対象者や助成内容の詳細は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

- ①がん患者であって、医師が「居住地以外の医療機関での治療が必要」と認めた方
- ②付添人の方(ただし、助成を受けるがん患者が、未成年、要介護者であることなどの要件があります)

 [問い合わせ先](#) 各市町村役場窓口  P96






沖縄県離島患者等支援事業

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/iryoseisaku/iryo/iryo/ritokanjashien.html>

(2) 離島・へき地のがん患者等の宿泊支援

離島や名護以北に居住するがん患者さんが、放射線治療を本島の対象9病院で受ける際、指定された宿泊施設で、本人や付添人が宿泊費の割引を受けられる制度です。(おおむね2割)

 [問い合わせ先](#) 沖縄県保健医療部健康長寿課  098-866-2209
放射線治療を行っている本島内の病院  P28



がん患者宿泊支援制度

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kenkotyoju/cancer/gankanjyatoushienjigyou.html>